

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年9月2日 午前10時00分 招集
2. 令和4年9月6日 午前10時00分 開議
3. 令和4年9月6日 午後11時57分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	藤田浩司
土木部長	荒木仁	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	村山健一	代表監査委員	小野正敏
総務課長	和田直也	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
企画財政課長	廣瀬和英	防災情報課長	市原修二
ほけん課長	小山隆幸	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	税務課長	上村美博
会計管理者(会計課長)	大塚浩二	教育課長	藤井栄治
監査委員事務局長	渡邊一倫	市民課長	森永智保
健康増進課長	山中昭人	まちづくり課長	石松昭信
上下水道課長	竹原昭典	人権啓発課長	市原吉治

内牧支所長 加 来 隆 浩 波野支所長 岩 下 勝 則
農業委員会事務局長 徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 繁 樹 議会事務局次長 市 原 多 喜 男
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和 3 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和 3 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 令和 3 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 12 号 | 令和 3 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 13 | 報告第 12 号 | 平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度阿蘇市財政の健全化判断比率の修正について |
| 日程第 14 | 報告第 13 号 | 令和 3 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

日程に入ります前に、市長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。
市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

議会開会前に御報告を申し上げます。

非常に心配されました大型で強い台風 11 号についてであります。台風接近に伴い、昨日午後 5 時に自主避難所 3 か所を開設、防災無線やお知らせ端末機で予防的避難を呼びかけました。避難所には 15 世帯 18 人が避難、検温、手指消毒、換気等注意を払い、新型コロナウイルス感染防止に努めました。台風は、本日明け方、熊本県に最接近したものの、幸い本市は暴風域には入らず、雨量も少なかったため、現在のところ大きな被害は確認されておられません。しかしながら、小中学校においては、万が一を考え、昨日午後 3 時に休校を決定、保健センターで予定していた乳幼児健診も中止しております。また、収穫時期を迎え、農作物に与える影響も懸念されております。今後もまだまだ台風が多発する時期が続きますので、気象に関する情報や新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視しながら、防災・減災対策、感染予防等、適時適切な情報発信を行うとともに、早め早めの対応に努めてまいります。

9 月 4 日に開かれた第 34 回熊本県消防操法大会では、本市代表の第 9 分団 1 部が健闘、順位としては 7 位と好成績を残しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の説明を終わります。

次に、監査委員事務局長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。
監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（渡邊一倫君） おはようございます。

議案審議前にお時間をいただき、誠にありがとうございます。配付しております別冊 14 「令和 3 年度阿蘇市一般会計、特別会計、企業会計、決算審査意見書、基金運用状況審査意見書について」、訂正をさせていただきたいと思っております。

本日配付しております「令和 3 年度阿蘇市一般会計、特別会計、企業会計、決算審査意見書、基金運用状況審査意見書の修正について」に記載しておりますとおり、別冊 14、17 ページ、3 特別会計（1）阿蘇山観光事業特別会計の表 1 歳入決算の状況におきまして、令和 3 年度の構成比に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。正しくは、1 使用料及び手数料の構成比が 46.7%、3 繰入金の構成比が 53.3%となります。

今後、このようなことがないように十分気をつけて作成いたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯浅正司君） 以上で、監査委員事務局長の説明を終わります。

改めまして、おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

お諮りいたします。日程第 1、認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 12、認定第 12 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」までを一括議題にしたいと思います。なお、質疑については、一般会計、特別会計、公営企業会計に分けて行うことにいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 1、認定第 1 号から日程第 12、認定第 12 号までを一括議題とし、質疑につきましては、一般会計、特別会計、公営企業会計に分けて行うことに決定いたしました。

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和 3 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和 3 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 令和 3 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |

日程第 12 認定第 12 号 令和 3 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（湯浅正司君） それでは、令和 3 年度の阿蘇市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算について、会計管理者である会計課長の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（大塚浩二君） おはようございます。

ただ今一括して議題としていただきました認定第 1 号から認定第 11 号までの各会計につきまして、令和 3 年度歳入歳出決算を調整しましたので、御説明申し上げます。

認定第 1 号から認定第 10 号までの令和 3 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書につきましては、別冊 10 となっております。認定第 11 号、令和 3 年度阿蘇市水道事業会計の決算書につきましては、別冊 11 となっております。

お手元に、「令和 3 年度歳入歳出決算書実質収支に関する調書より抜粋」と表記いたしました A4 サイズの一覧表を配付させていただいております。こちらの表で御説明させていただきます。

それでは、まず、認定第 1 号、阿蘇市一般会計でございます。歳入総額 205 億 7,478 万 1,331 円、歳出総額 188 億 4,804 万 2,821 円、歳入歳出差引額は、17 億 2,673 万 8,510 円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額が 1 億 5,601 万 4,893 円、事故繰越繰越額が 2 億 3,624 万円、これらを差し引きました実質収支額は、13 億 3,448 万 3,617 円となっております。

続きまして、認定第 2 号、阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計から、認定第 10 号、阿蘇市宮地財産区特別会計までの各特別会計の歳入歳出差引額及び実質収支額につきましては、御覧いただいております一覧表のとおりでございます。

次に、認定第 11 号、阿蘇市水道事業会計でございます。

まず、収益的収支につきましては、収益的収入 4 億 6,155 万 8,381 円、収益的支出 4 億 4,114 万 7,552 円、当年度の純利益は、2,041 万 829 円となっております。

続きまして、資本的収支でございます。資本的収入 2 億 192 万 3,400 円、資本的支出 3 億 8,204 万 9,987 円、差引額は、△1 億 8,012 万 6,587 円となっております。なお、収入額が支出額に対しまして不足する額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金並びに減債積立金で補填をいたしております。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） ただ今の令和 3 年度歳入歳出決算につきましては、実質収支に関する調書を抜粋して説明されたところであります。

次に、病院事業会計の令和 3 年度決算について、阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました認定第 12 号、令和 3 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について、御報告させていただきます。資料は、別冊 12 の決算書を御覧ください。

まず、収益的収支につきましては、決算書の6ページ、7ページにわたって掲載されております損益計算書で御説明させていただきたいと思っておりますので、お聞きいただきたいと思っております。6ページから7ページにかけて数字の記載が縦に3列並んでいると思っておりますけれども、真ん中の列の数字になります。6ページの1の医業収益の合計額が15億8,170万373円で、対前年比1億3,723万9,511円の増となっております。また、2の医業費用の合計額が23億2,340万3,196円で、対前年比1,215万4円の減となっております。そういたしますと、差引きの医業収支が損失になりますけれども、△7億4,170万2,823円で、対前年比1億4,938万9,515円の増となっております。次に、3の医業外収益の合計額が13億9,236万5,304円で、対前年比1億791万8,298円の減という状況です。次に、開けていただいて7ページになりますが、4の医業外費用の合計額が1億4,421万1,728円で、対前年比△426万6,073円となっております。差引額は、12億4,815万3,576円で、対前年比△1億365万2,255円となっております。先ほどの医業損失に医業外収支差引額を加えたものが経常収支になりまして、利益としまして5億645万753円を計上することができております。結果としまして、7ページ、一番右側の欄の下から3行目の数字になりますけれども、当年度純利益が5億1,234万218円で、対前年比5,347万3,342円、11.7%プラスの黒字になっておりまして、当年度未処理欠損金は、15億2,454万1,552円で、前年度より減少という形になっております。

続きまして、資本的収支につきましては、決算書の4ページ、5ページということで前のページに戻っていただきますが、まず4ページの表の一番上段にあります列の右から3列目の決算額の欄の数字になります。こちらの資本的収入が税込みで3億131万4,000円、次の下のほうの5ページの一番上の段の決算額の欄、こちらの資本的支出が税込みで3億5,573万8,708円となりました。差引額の処理につきましては、表の下のほうに※印で記載しておりますけれども、収入が支出に対して不足する額5,442万4,708円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をしているところです。

以上の経営状況につきまして、詳細は13ページから15ページで報告しておりますので、まず13ページをお聞きいただきたいと思います。病院の稼働状況につきましては、入院が令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の陽性患者の受入れのため、感染症病床のある4階の一般病床を空床化した影響によりまして、年間入院患者が2万1,745人で、前年に比べると299人の増と微増の状況となっておりますが、コロナ禍の以前に比べると3割ほど減少した状態が続いている状況です。一方、外来につきましては、コロナ禍の初期の受診控えが減ってまいりまして、年間外来患者数が5万3,697人で、1日平均およそ222人で、前年度に比べて4,782人の増で、およそ10%ほど増加している状況で、コロナ禍以前の来院者数をこちらは上回っている状況になっております。

続いて、医業収益合計につきましては、入院収益、外来収益の増によりまして、前年度比9.5%、1億3,723万9,000円の増で15億8,170万円になります。

続いて、14ページになりますが、医業外費用合計につきましては、常勤医師の増に伴います給与費や入院外来患者様の患者数の増加に伴います材料費が増となりましたけれども、

減価償却費の減によりまして、前年度比0.5%、1,215万円の減の23億2,340万3,000円となっております。その結果、差引きの医業収支は、△7億4,170万2,000円となり、前年度よりも約1億5,000万円ほど損失が減るといった結果となっております。病院経営につきましては、医業収益の増加及び第二種感染症指定医療機関としまして令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症陽性患者受入れのための医療提供体制の整備を進めまして、併せて病床確保を行いましたので、新型コロナウイルス感染症に关します重点医療機関となっていることに伴います補助金交付8億5,455万6,000円を受けることができっておりますので、単年度経常収支につきましては5億1,234万円の黒字が計上できたという状況になっております。

最後になりますけれども、私ども公立病院としまして社会的使命を果たすために感染症防止対策を徹底し、市民の皆様に安心・安全な医療を継続して提供できるよう、従業員一丸となって今後とも取り組んでまいりたいと思っております。経営面につきましては、収入増加対策としまして、病床確保補助金等、各種補助金の確保、それから外来収益の増、診療報酬加算の包括評価制度への移行の検討を始めております。これらの取組を進めまして、病院費用の削減対策としまして、また管理経費の削減、材料費の単価見直し等を進めて、アフターコロナを見据えた経営に努めたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、令和3年度の決算報告とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、令和3年度の阿蘇市一般会計、特別会計、公営企業会計の決算及び基金運用状況の審査意見を阿蘇市代表監査委員に求めます。

小野正敏代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） それでは、別冊14に基づいて、阿蘇市一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書並びに基金運用状況審査意見書を報告いたします。

それでは、まず1ページ、令和3年度阿蘇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書。

第1審査の概要。審査対象、令和3年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類、2令和3年度阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算及び同関係帳簿、証書類、3令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算、4令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、5令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、6令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、7令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算、8令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算、9令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算、10令和3年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算、以上が審査の対象です。2審査期間、令和4年7月1日から8月18日まで。3審査の方法、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等について関係法令に準拠して作成されているかを踏まえ、これらの計数の正確性を確認するため、関係諸帳簿、その他証書類等の審査を行った。

第2審査の結果。令和3年度阿蘇市一般会計及び阿蘇市特別会計歳入歳出決算は、各表の

とおりである。審査に付した各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、決算は計数的に正確であり、また予算の執行及び出納に関連する事務の処理は適正に処理されているものと認められた。

審査の結果の詳細は、以下のとおりである。1 総括。(1) 決算規模、表 1 です。歳入歳出決算の状況。一般会計、決算額、歳入 205 億 7,478 万 1,331 円、歳出 188 億 4,804 万 2,821 円、歳入歳出差引額 17 億 2,673 万 8,510 円。特別会計。阿蘇山観光事業 7,450 万 8,366 円、歳出 7,450 万 8,366 円、歳入歳出ゼロ。下水道事業 6 億 1,292 万 1,574 円、歳出 6 億 1,085 万 3,985 円、差引き 206 万 7,589 円。国民健康保険事業 36 億 7,251 万 2,096 円、歳出 35 億 8,893 万 7,524 円、差引き 8,357 万 4,572 円。介護保険事業 36 億 4,269 万 2,634 円、歳出 35 億 112 万 7,573 円、差引き 1 億 4,156 万 5,061 円。後期高齢者医療事業 4 億 7,576 万 881 円、歳出 4 億 6,567 万 7,111 円、差引き 1,008 万 3,770 円。坂梨財産区 2,197 万 2,467 円、歳出 932 万 1,679 円、差引き 1,265 万 788 円。古城財産区 922 万 3,566 円、歳出 220 万 7,463 円、差引き 701 万 6,103 円。中通財産区 2,495 万 9,905 円、歳出 795 万 9,014 円、差引き 1,700 万 891 円。宮地財産区 3 万 8,402 円、歳出 1 万 6,692 円、差引き 2 万 1,710 円。特別会計の合計 85 億 3,458 万 9,891 円、歳出 82 億 6,060 万 9,407 円、差引き 2 億 7,398 万 484 円。合計で、決算歳入 291 億 937 万 1,222 円、歳出 271 億 865 万 2,228 円、差引き 20 億 71 万 8,994 円となっております。

次に、3 ページに移ります。市債等の状況です。表 2 事業別市債残高の状況。令和 3 年度の現在高が一番右側に記入してあります。公共事業等債 2 億 787 万円、2 番目、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 1 億 1,890 万円、公営住宅建設事業債 20 億 2,489 万 3,000 円、災害復旧事業債 25 億 9,851 万 3,000 円、(旧)緊急防災・減災事業債 622 万 1,000 円、全国防災事業債 1 億 6,858 万 1,000 円、教育・福祉施設等整備事業債 3 億 497 万 2,000 円、一般単独事業債 88 億 3,048 万 8,000 円、辺地対策事業債 4,925 万 5,000 円、過疎対策事業債 8 億 9,219 万 9,000 円、財源対策債 1 億 3,434 万 8,000 円、減収補填債 1,540 万円、減税補填債 2,391 万 8,000 円、臨時財政対策債 58 億 7,828 万 5,000 円、減収補填債特例分 7,620 万円、都道府県貸付債 805 万 4,000 円、その他 4,339 万 6,000 円で、合計が、令和 2 年度残高が 221 億円に対して、令和 3 年度末の現在高が 213 億円になっておりまして、市債の残高で 7 億 8,100 万円ほど減少しております。それから、下のほうですけれども、起債残高の状況。一番右側が令和 3 年度の現在高になっております。普通会計 213 億 8,149 万 3,000 円。特別会計、下水道事業 23 億 2,113 万 5,000 円。企業会計、水道事業 20 億 4,209 万円、阿蘇医療センター 31 億 7,271 万円。合計 289 億 1,742 万 8,000 円、令和 2 年度現在高と比較しますと 9 億 4,800 万円ほど令和 3 年度末の現在高が減少しております。

それから、4 ページに移りまして、財務分析指標。実質収支比率、分母が標準の財政規模 102 億 4,884 万 3,000 円に対して、実質収支額が 13 億 3,448 万 4,000 円で、令和 3 年度は実質収支比率 13% となっております。それから、経常収支比率、これは要するに地方公共団体の財政構造の経済余剰財源状態を示すのもです。分母が 104 億 3,077 万 7,000 円分の、分

子が95億9,548万6,000円、経常収支比率92%。それから、財政力指数、これは3か年の平均です。基準財政需要額分の基準財政収入額の3か年平均で0.35%。それから、公債費負担比率、一般財源等規模が134億2,987万8,000円に対しての18億2,120万4,000円で、公債費負担比率が13.6%。それから、実質公債費比率は、3か年平均で8.1%となっております。右側に標準値を載せております。

それから、次に5ページに移ります。実質収支に関する調書。まず、一番上が令和3年度、真ん中が令和2年度、一番下が令和元年度になっております。令和3年度の数字でいきますと、一般会計205億円歳入に対しての歳出が188億円、差引きが17億円で、繰越しがありますので、実質収支は13億円となります。それから、特別会計は、85億円歳入、歳出が82億円、差引き2億円で、実質収支が2億円という数字であります。一般会計については、単年度収支が2億4,000万円になっております。

次に、6ページに移ります。令和3年度阿蘇市の財務比率。令和3年度標準財政規模102億4,684万3,000円に対して、実質収支は13億3,448万4,000円、実質収支比率は、前ページのとおり13%になります。下の欄ですけれども、本市の財政状況は、財務分析、表3で示すとおり、実質収支比率は13%と、前年の11.2%から比較すると1.8%増加しているということになっております。それから、(3)債務負担行為の状況。令和3年度末における債務負担行為による契約状況は、次のとおりである。これは、本市の適正な財政運営のため、議会の議決を経て執行されたものである。債務負担行為限度額18億4,083万3,000円、当年度末支出額3億3,154万7,000円、翌年度以降支出予定額9億480万4,000円。

次に、7ページに移ります。自主財源と依存財源の構成比。表4の一般会計区分のところ自主財源と、下のほうが依存財源になります。令和3年度で自主財源総額57億3,158万円、依存財源146億1,653万円、合計203億4,811万円。次に、決算額の隣に構成比率があります。自主財源の構成は小計で28.17%、それから依存財源が71.83%で、これを令和2年度と比較しますと、自主財源が23.24%から28.17%に増えております。逆に、依存財源は76.76%から71.83%に減少しておりますので、できる限り自由に使える用途は自主財源のほうだと思いますので、昨年も申し上げましたけれども、できれば自主財源を3割ぐらいにもっていければと思っております。

それから、8ページです。性質別歳出決算額の状況。普通会計。普通会計というのは下のほうに※印で書いてありますけれども、普通会計は、個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているなどのため、地方公共団体の決算を比較検討するために地方財政統計上、統一的に用いる会計区分ということで、当阿蘇市について、義務的経費80億5,760万3,000円、投資的経費21億6,357万2,000円、その他経費84億19万7,000円、合計186億2,137万2,000円となっております。

次に、9ページです。これを一昨年と昨年で比較したものが表5の1になります。令和3年度の合計が約186億2,000万円、令和2年度が200億円を超えていますので、18億円ほどトータルで減少しております。扶助費が6億円、それから公債費が1億円、この辺が増加しておりますけれども、ほかの部分が減少しておりますので、トータルとしては△18億円に

なっております。

それから、10 ページです。一般会計歳入の状況。目的別歳入の状況が書いてあります。市税 29 億円、地方譲与税 2 億円、それから大きいところで、地方消費税交付金 6 億円、地方特例交付金 1 億円、地方交付税 69 億円、分担金及び負担金 2 億円、国庫支出金 36 億円、県支出金 18 億円、寄附金 2 億円、繰入金 6 億 2,000 万円、繰越金 13 億 3,712 万 7,000 円。それから、諸収入 3 億円、市債 11 億円で、合計が 205 億円となりまして、それから決算額の隣が不納欠損、それから収入未済額は市税が 2 億円あります。収入未済額が当年度末 3 億 1,572 万 9,000 円発生しております。

それから、次のページにいきます。

○議長（湯浅正司君） 代表監査委員、すみませんが、時間が限られておりますので、審査意見を簡潔に行っていただいでよろしいでしょうか。

○代表監査委員（小野正敏君） 分かりました。

○議長（湯浅正司君） よろしく願いいたします。

○代表監査委員（小野正敏君） はい、承知しました。

11 ページは、歳入決算前年対比表です。

12 ページは、現年度課税分の市税の徴収状況表と過年度分の徴収状況表になります。

13 ページは、収入未済額に関する税目ごとの構成比率です。

14 ページは、歳出の状況です。

15 ページは、歳出決算前年の対比表になります。

16 ページは、一般会計の款別の支出になります。

次に、特別会計に入ります。阿蘇山観光事業特別会計、令和 3 年度決算 7,450 万 8,000 円、収支がプラマイゼロです。下水道事業 6 億 1,200 万円、歳出 6 億 1,085 万 4,000 円、206 万 7,000 円のプラスです。

19 ページは、下水道事業の分担、負担金の状況になります。

20 ページは、国民健康保険事業特別会計歳入歳出の数字が書いてあります。歳入 36 億 7,251 万 2,000 円、歳出 35 億 8,893 万 8,000 円、8,300 万円のプラスになります。

21 ページは、保険税の収納状況。

22 ページは、国民健康保険に係る被保険者世帯数です。

23 ページは、介護保険事業特別会計、歳入 36 億円、歳出 35 億円、差額 1 億 4,100 万円プラス。それから、基金の状況は、残高が 3 億 3,024 万 5,973 円です。

26 ページは、後期高齢者医療事業特別会計、歳入 4 億 7,500 万円、歳出 4 億 6,500 万円、プラスの 1,000 万円になります。

28 ページは、財産区、坂梨財産区について基金の残高 2,500 万円、それから古城財産区 500 万円、中通財産区 3,000 万円。

29 ページは、各財産区の歳入歳出の状況です。

30 ページは、財産に関する調書になります。

31 ページは、収入未済額。

32 ページは、特別会計に係る収入未済額。

それから、飛ばしまして、企業会計に入ります。

35 ページは、審査の対象、期間、審査の方法が書いてあります。

36 ページは、水道事業会計、収益的収入 4 億 9,900 万円、収益的支出 4 億 5,900 万円になっております。

37 ページは、資本的収支、これは決算額が書いてありますけれども、最終的に 1 億 8,000 万円のマイナスになっております。

38 ページは、事業の状況です。

39 ページは、経営の状況が書いてあります。令和 3 年度 4 億 6,100 万円の収入に対して、支出が 4 億 4,100 万円となっております。

40 ページは、財政状態についてです。

41 ページは、財政状況の貸方のほうです。

それから、それに基づいての財務分析が 42 ページになっております。

次に、病院事業会計です。入院外来のことが詳しく 44 ページに出ております。

それから、経営の状況についてです。当年度 5 億円利益が上がっております。それから、欠損金が 24 億円から 20 億円、それから 15 億円に令和 3 年度まで減少しております。最後の総収支比率は、費用と収益です。120%に上がっています。予算の執行状況は、決算額が 29 億円に対して、支出が 24 億円で 5 億 4,300 万円ほどのプラスになっています。

それから、資本的収入及び支出。47 ページですけれども、これが 5 億 4,000 万円ほどマイナスになっていますけれども、この部分については、先ほど説明がありましたように、補填がされております。

それから、企業債、一時借入金の状況です。企業債、他会計借入金、一時借入金、トータルで 7,200 万円ほど減少しております。

49 ページは、経営の状況です。収入支出、令和 3 年度は、合計 29 億円、支出 24 億円、差引き 5 億 1,200 万円のプラスとなっております。この中で特筆すべきは、医業外収益の補助金が、一昨年が 10 億円で、昨年が 9 億円となっております。1 億 5,200 万円ほどマイナスとなっております。ただし、決算上は 5 億 1,000 万円のプラスとなっております。

50 ページは、資産の状況、借方の部分です。

51 ページは、負債の部分です。

財務分析が 52 ページに載っております。単体で本来の医業だけでの収益が医業費用を上回るように今後お願いしたいところです。

最後に、56 ページになります。令和 3 年度阿蘇市基金運用状況審査、本市には地方自治法第 241 条第 1 項の規定による定額の資金を運用するための基金は設けられていない。そのため、同条第 5 項による審査は実施していない。

以上であります。

○議長（湯浅正司君） 小野代表監査委員、ありがとうございました。

これより令和 3 年度阿蘇市一般会計、特別会計、公営企業会計の決算及び審査意見について

での質疑を行います。この議題への質疑は、一般会計、特別会計、公営企業会計に分けて、順に質疑を行います。また、議題となりますこの認定第1号から認定第12号までは、各常任委員会に付託されます。したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮をお願いいたします。

最初に、認定第1号「令和3年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 8番、谷崎です。一般会計の決算についての質問ということで、主要な施策の成果をもって質問します。

主要な施策の成果の47ページ、移住・定住の件ですが、これについては、まずくまもと移住定住促進戦略推進協議会との連携で100万円決算が上がっていますが、これはどういったことをしたのか。それと、110件の目標の基準、これができれば、今後、次からの基本計画になると思うんですけども、人口減少に合わせて何%を定住で賄っていくとか、そういった目標にしていけないのか、そういったことについてお伺いしたいと思います。

続きまして、50ページ、観光客誘致活動の推進の中で教育旅行等誘致促進99万6,000円上がっていますが、今、修学旅行関係、そういったのはどういう状況になっているか。コロナの中でもありますけれども、阿蘇市から修学旅行で出ようとしたときにコロナに感染して、修学旅行が中止になった話も聞きます。こちらに誘客することとして、現状どうなって、今年1年、どうだったか、それについて状況の説明をお願いします。

それと、もう一つ、今度は商工振興関係ですけれども、96ページになります。96ページにおいては主に商工振興が書いてありますが、その中でコロナ対策としてプレミアム商品券を発行しています。まちの商工業としては、プレミアム商品券の委員会があると思うんですが、その資料を見ても、大体大型店のほうにプレミアム商品券は流れております。ほとんど9割ぐらいですか。それで、実際のところ、コロナ関係で直撃を受けている飲食業、そういったものを含めてどういった対策を立ててきたのか、そういったことについてプレミアム商品券の反省とともにお願いいたします。商品券については、どちらかというと、商工業振興というよりも、物価上昇とかも含めた市民に対しての対応が主かと思うんですけども、そういったコロナの直撃を受ける業者への対応についてどういう取組をされてこられたのか、説明できる範囲でいいですので、よろしく申し上げます。

以上、3点です。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今質問いただきました移住・定住に関する件ですが、こちらの100万円につきましては、熊本県の人材ネットワーク活用事業補助金を活用しております。50万円は移住体験ツアーとして、御自身の愛車で阿蘇市を巡ってもらうというものを行っています。そこでは阿蘇市の職員のほうでアテンドしまして、例えば空き家バンクの物件の紹介、それから既に移住して来られた先輩方を紹介したりしながら地域を巡って、1泊2日でそういった体験をしていただいております。8組10名の参加をいただいております。

て、中にはその後、電話でお問合せをいただいたりとかもあっているそうです。

それで、今後のその指標に関する件ですが、今、議員がおっしゃいましたとおり、全体的なところを見据えて、改めて再設定をしていかなければならないということは認識しておりますので、改めて整理はさせていただきたいと思います。

先に、商工業の件について回答を申し上げます。昨年度、プレミアム商品券は2回ほど事業を行っておりますが、おっしゃいましたとおり、お客様は、大型店とかに行っておられます。飲食店などへの支援と申しますと、夜の飲食店については営業短縮を要請していただきましたので、それに対する支援を行っていき、また熊本県の金融円滑化特別資金の貸付けを受けた方々に対しまして、中小企業資金繰りの支援を行っております。そういったところでカバーしていっているところではございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 修学旅行の状況について御説明いたします。おかげさまで、修学旅行は8割ぐらい戻ってきました。もともと地震前が5万人でございました。それで、それぐらいの予約数にはなっているんですが、度々夏にそういうコロナが発生すると、またキャンセルが来るということで非常に不安定ではあります。予約自体は7割から8割と聞いておまして、特に火山博物館とかジオガイドさんなどの体験のほうの受注については非常に伸びがよくなっております。ただ、本当にいつキャンセルになるか分からないということで、ホテル、旅館も非常に難しい事業になっているということですが、ありがたい結果になっております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 移住・定住については、やはり道路沿いとかを結構走ってみると、だんだんだんだん空き家が目立ってきていますし、ここもしばらくしたら空き家になるだろうと思うところが黒川の道路沿いでも結構見当たります。それで、ちょっと焦っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それと、修学旅行については、思った以上に戻ってきているのかと思いますので、引き続き努力をお願いしたいと思います。

プレミアム商品券については、先ほど大型店がほとんどだということで、自粛のときは飲食店も補助金といいますか、手当てが出ていましたけれども、今回第7波になると、数だけ増えて、自粛はないので、お客さんが急に来なくなって、7月、8月どこの店もすごく困っていると聞いておりますので、そういうコロナ対策として今後課題として考えていっていただきたいと思います。

以上です。何かあればお願いします。

○議長（湯浅正司君） いいですか。

他に質疑ありませんか。

19番議員、河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 主要な施策についてお尋ねします。主要な施策とかぶりますけれども、別冊10に基づいていろいろ質問いたします。

まずは、別冊 10 の 69 ページ、はな阿蘇美の納付金、通常は 283 万円となっておりますけれども、過年度分の 5 万円はどういう状況かということをお尋ねします。

それと、別冊 10 の 175 ページ、大野川地区の園芸ハウスの移転補助金、農家戸数は何戸あるのか。それに基づいて、このハウスの使用権は分かりますけれども、所有権はどこにあるのかをお尋ねいたします。

それと、179 ページ、畜産クラスター事業に関わる敗訴に伴う損害賠償金の内訳が 8,383 万 5,223 円となっておりますけれども、この内訳をお願いいたします。

以上、3 点です。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今質問いただきました、はな阿蘇美基本納付金過年度分につきましては、以前の株式会社阿蘇アグリスクエア様から令和 3 年 12 月 24 日付けで誓約書を再度いただいております。今後 5 年間において 283 万円をお支払いいただくという誓約をいただいております、令和 3 年度にその一部 5 万円をお支払いいただいたということでございます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 別冊 10 の 175 ページです。上から 5 段目ですけれども、大野川上流地区園芸用ハウス移転事業補助金です。農家戸数につきましては 2 戸です。ハウス物件につきましては、市の所有で、こちらの移転費用ということで補助金を交付したところです。

それから、2 つ目の御質問です。別冊 10 の 179 ページです。畜産振興総合対策事業費です。損害賠償金 8,383 万 5,223 円の内訳ですけれども、こちらについては、これまでも御説明しておりますけれども、まず内訳としまして、補助金変更交付決定による損害額ということで、こちらは補助金相当額に当たりますけれども、5,009 万 5,000 円です。それから、事故繰越しがなされなかったことの損害ということで、こちらが 1,566 万円です。それから、原告の弁護士費用分としまして 657 万 5,500 円です。それから、遅延損害金としまして 1,126 万 5,723 円です。それから、訴訟費用、これは印紙代ですけれども、23 万 9,000 円を含めまして 8,383 万 5,223 円となっております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 重ねてお尋ねします。179 ページの賠償金の内訳については、今説明がありましたけれども、今、住民訴訟が起こっておりますけれども、この金額と、これは 8,600 万円ほどではなかったかと思っておりますけれども、この差額はどこにあるんですか。住民監査請求、私の感じでは弁護士費用だろうと思うんです。阿蘇市被告側の弁護士費用だろうと思っておりますけれども、弁護士費用はどこに計上してあるんですか、それを質問します。

それと、201 ページのいこいの村の施設費です。維持管理費は分かりますけれども、稼働試験の手数料が書いてありますけれども、これはどのようなことでどのような結果になった

かをお尋ねいたします。

それと、「草・観・然」の補助金の内訳がどのようになっているかを。

〔「3点」と呼ぶ者あり〕

○19番（河崎徳雄君） いいんじゃないですか。以前はこういう質問をしました。同じ項目の3点じゃないです。私はいいと思います。

○議長（湯浅正司君） 河崎議員、今の質問は決算の質疑に関係ありますか。

○19番（河崎徳雄君） あります。私はあると判断いたします。3問の質問というのは、変わっても3問した。

○議長（湯浅正司君） 数字の質問ですか。

○19番（河崎徳雄君） 数字の質問は関係ありますか。

○議長（湯浅正司君） では、決算書の何ページか、全部お願いします。

○19番（河崎徳雄君） いこいの村については、201ページです。201ページの設備等稼働試験手数料22万円、これはどのように使われたのかをお尋ねいたします。

それと、「草・観・然」、これはどのような事業をしたのか、この3点をお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 今の御質問のいこいの村の関係ですが、3月14日と15日にかけて電気回路の絶縁抵抗測定調査を行わせていただきました。結果的には全体的に絶縁抵抗値が低く、修繕あるいは取替えが必要という結果が出ているところです。現状、使えるかどうかのテストをさせていただいたところです。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 観光課から189ページの「草・観・然」の費用の内訳について御説明いたします。1,344万4,000円になっていると思いますけれども、そのうちの1,320万円が阿蘇温泉観光旅館協同組合への補助金になっています。残りの20万円が「然」のホームページ保守ということで、今、ASOMOというインターネットショッピングに連動させておりますので、それと一緒に見ることができます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 最初の追加の御質問です。市の今回の訴訟に伴います顧問弁護士費用ということです。過去、平成30年、また平成31年ですけれども、着手金、それから弁護士の費用弁償ということで総額298万480円を支払ったところです。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） お尋ねしますけれども、3点ずつ同じ課題でなければ3点質問することはできないんですか。

○議長（湯浅正司君） 3回です。最後です。

○19番（河崎徳雄君） そういうことは理解しますけれども。谷崎君、説明して。

○議長（湯浅正司君） 議会運営委員長、説明をお願いいたします。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） 質問に関する申合せ事項というのがありまして、その中

ではこういった1つの議題に対して質問は3問までと決まっております、その3問の質疑に対して回答があって、それに対してさらに聞きたいことがあるときは3回までの折り返しができるということで、都合9回は発言できますが、内容については3問だけです。できるのは、それが申合せ事項として議員の間で決定しておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。今回の場合は、一般会計に関する質問が3問、特別会計に関する質問が3問、企業会計に関する質問が3問ということになりますので、よろしく願いいたします。

以上です。よろしいですか。

○議長（湯淺正司君） はい、ありがとうございました。

よろしいですか。

○19番（河崎徳雄君） はい、分かりました。

○議長（湯淺正司君） お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11時20分から再開いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（湯淺正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終わります。

続きまして、認定第2号「令和3年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第10号「令和3年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの特別会計について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 特別会計の中の下水道会計についてお尋ねいたします。今回実質収支で赤字になっていますが、今後の黒字への見通しと今後の事業の内容、状況について説明をお願いします。

○議長（湯淺正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） 令和3年度決算におきまして700万円のマイナス収支となりましたけれども、下水道事業は本来繰入れをいただいて成り立っている状況でございまして、今回原因としましては、料金収入を1億900万円見込んでいたところが、いろいろコロナとかもございまして、料金収入が落ち込んだというところで700万円のマイナスとなった、そういう形もございましたので、今後についてはきっちり精算を行いまして黒字にもっていく形でございます。何分使用料は、水道事業会計もですけれども、落ち込んでいております。その中でより効率よく交付金などいただけるような形でやっていきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 内容を聞くと、人口減による緩やかな収入の下降線、それと今回はコロナによる飲食業の水道使用量も含めた下水道使用量の減少、そういったのが原因と聞いていますので、令和4年度はある程度回復するだろうと思っていますけれども、長期的な観点も含めたところと、もう一つは、実質収支で赤字を出しているのを、昨日も言いましたように、繰入金を入れるんだったら、3月31日までにきちんと黒字化させて、4月1日を越えないようにお願いします。3月31日までに一つの経理処理をやって、あと現金の動かし方は4月1日から5月30日までいいですけど、ちゃんとした会計処理は3月31日までにやるようにお願いします。

○議長（湯淺正司君） 答弁は、いいですか。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） 今後、3月31日、公営企業会計も目指すところでもございますので、そのあたりはきっちり行っていきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、認定第2号から認定第10号までの質疑を終わります。

続きまして、認定第11号「令3年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、及び、認定第12号「令和3年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」までの公営企業会計について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 今度は企業会計ということで水道事業と病院事業とそれぞれお尋ねします。

水道事業においては、水道事業の決算書の6ページをお開きください。5ページ、6ページに損益計算書がありますが、その中の簡易水道事業は営業損失が出ていまして赤字になっております。平成29年度ぐらいまで遡ってみますと、平成29年度は給水の収益自体が約7,000万円ぐらいありまして、現在は190万円になっております。そのときは収益として2,600万円ぐらい黒字があったんですが、今回は経常損失が550万円となっております。この部分でどうも令和元年度ぐらいから赤字になっているみたいですが、どういう経緯で変わっていったのか。簡易水道は赤字の状況ですけど、それについてある程度分かるところで説明をお願いしたいと思います。

それと、2問目としては医療センターです。医療センターについては国からの補助金がきていますので黒字にはなっていますが、医業収益で7億4,000万円ぐらいの赤字が出ているということで、これを何とか赤字5億円ぐらいを目標に頑張っていたらと思うんです。10ページの資産の積み上げの中で、流動資産の現金は1億円、4億8,000万円、7億8,000万円と、現金の積み上げは増えているんですが、固定負債の他会計借入金はあまり減っていないんです。こういったものを今の機会に減らしていかないのかということをお尋ねします。

それと、流動資産の(2)未収金が大体3億円ぐらいだったのが、昨年度と今年度と5億円ぐらいに2億円ほど増えています。これは、患者さんの未収金が増えたということなのか、それとも別の昔の平成30年度みたいに借入れと未収金を何か合わせたような会計をされたのか、その2億円の5億円に増えた理由についてお伺いします。

○議長(湯浅正司君) 上下水道課長。

○上下水道課長(竹原昭典君) 簡易水道事業の料金収入の減のことだと思いますが、もともと波野、山田、赤水、狩尾は簡易水道事業だったんですけれども、平成30年度決算から上水道に移行しております。そちらのほうで減っているのはもちろんですけれども、かつ、残っている簡易水道としましては阿蘇山簡易水道と深葉の飲料水供給施設のみとなっております。阿蘇山のほうはコロナの影響もございまして、大きく収入は減っている状況です。

○議長(湯浅正司君) 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長(村山健一君) 医療センターの経営ですけれども、医業の収益についてはどうしても少ない状況になっておりまして、この点につきましては、新型コロナウイルスの関係でどうしても空床化せざるを得ない状況がございます。こちらについては、先ほど御説明でも申し上げましたように、国からの病床確保に関する補助金という形で確保されている状況です。実際の医業収益につきましては、院内でも経営に関するプロジェクトチームを毎月開催しておりまして、医師の確保と併せまして、アフターコロナを見据えた経営ということで、今、感染症の病床の関係、4階の病床の空床化している部分をいつの時期に戻していくか、これからまたコロナの変異株が出てこないとも限らない状況ですので、そういったところを阿蘇圏域の医療機関とも情報共有しながら対応していくことで進めているところです。

それから、2億円の未収金の関係が増加しているというお話がございましたけれども、この点につきましては、いわゆる患者様の未払いが増えているという状況ではございません。補助金等がどうしても企業会計の締め日である3月31日を過ぎて入ってくるとかいう部分がございます。その部分で金額が増となり、このような金額になっているところです。

○議長(湯浅正司君) 谷崎利浩君。

○8番(谷崎利浩君) まず、水道事業については、以前は上水道事業と簡易水道事業を合わせて4,000万円ぐらい利益が出ていました。それが、簡易水道が赤字になっていて、上水道では現在2,600万円前後ぐらいの黒字なので、合計して4,000万円から見たときには結構減っていると、積立金も減っていつているんじゃないかと、そのように思います。長期的な計画を立てて、市民に負担がかからないように努力していただきたいと、そのように思います。

それと、医療センターにつきましては、コロナの影響で患者様の未収金が2億円増えたということですか。そうではなくて、補助金がこないのを未収金で上げているということになるんですか。その補助金は、国庫補助で9億円ぐらい出ていますよね。あれとはまた違う補助金の意味ですか。

○議長(湯浅正司君) 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） すみません、機材の導入とかいったところに空床化とはまた異なる補助金等もございまして、そういったところがございます。それから、保険者の負担が2月、3月に受診されたときの窓口払いの関係で、どうしてもその後査定を経まして、加入される国保や社会保険などのそれぞれの保険が入ってまいります。そういったところが3月31日を過ぎてという形ですので、そういった計上になっているところです。保険者の方々の未払いが増えているという状況ではないということです。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 分かりました。今回の決算も黒字で出ていますので、結果的にはいいと思います。ただ、今後の対応が難しいところもあると思いますが、その辺を見極めながら、来年度、再来年度とある程度の決算が出せるように努力していただきたいと思います。医療センターの存在が非常に市民にとっては安心感を与えますし、助かっておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、認定第11号及び認定第12号の質疑を終わります。

日程第13 報告第12号 平成30年度、令和元年度及び令和2年度阿蘇市財政の健全化判断比率の修正について

○議長（湯浅正司君） 日程第13、報告第12号「平成30年度、令和元年度及び令和2年度阿蘇市財政の健全化判断比率の修正について」を議題といたします。

企画財政課長の説明を求めます。

○企画財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。

議案書の15ページ、16ページをお願いしたいと思います。ただ今議題としていただきました報告第12号、平成30年度、令和元年度及び令和2年度阿蘇市財政の健全化判断比率の修正について、御報告申し上げます。

本件につきましては、全員協議会におきまして時間をとっていただきまして、報告をさせていただいた案件でございます。

初めに、提案理由ですが、本件は、平成30年度、令和元年度及び令和2年度阿蘇市財政の健全化判断比率の修正について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告するものでございます。

修正が必要な項目は健全化判断比率4指標のうち将来負担比率でございまして、対象年度は記載の3か年分になります。今回の修正箇所につきましては、表の中の数値にアンダーラインが引いてあるところになります。

まず、15ページの上の表を見ていただきますと、平成30年度分では将来負担比率を85.7%に修正いたしまして、その下の表、令和元年度分になりますが、将来負担比率を

79.3%に修正しております。また、隣の 16 ページの令和 2 年度分につきましては、61.1%に修正しております。

修正理由としましては、合併特例債により造成しました基金（地域振興基金）の取扱いにつきまして、熊本県と協議した結果、地方債の償還等に充当可能な基金から除かれるべき基金であるとの見解が示されまして、地域振興基金は将来負担額から控除せず、差し引かないで算定することになりましたので、改めて数値を修正することになったものでございます。

なお、全員協議会でも申し上げましたが、今回将来負担比率は増えておりますけれども、全て早期健全化基準の 350%以内でありまして、かつ、本市では直近の令和 3 年度の将来負担比率は過去最低水準まで抑制できており、数値上は問題なく推移しているところでございます。

報告は以上になります。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、代表監査委員より審査意見の説明を求めます。

小野正敏代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） 阿蘇市財政の健全化判断比率の修正に伴う審査意見書を申し上げます。

財政健全化判断比率のうち、将来負担比率の修正に伴う審査です。本件は、地域振興基金が充当可能基金と認められないことによる修正でありまして、平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度、いずれも早期財政健全化基準に満たないものであり、適正なものであると、処理されていると認めました。

以上、報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） まず、今の将来負担比率の充当可能基金の判断の変更についてですが、国から通達があって、そしてそれに沿って変えるんだっただけに分かるんですけど、今まで充当可能基金を過大に判断していたことを県との相談ぐらいで変えるというのはどうかと思います。これについては、監査にもお聞きしたいんですけど、監査に相談があったかどうかもお聞きしたいんですが、私は、監査とかにある程度こういうルール変更については、議会にかけなくてもいいと思うんですが、相談して、適正かどうかを判断したほうがいいと思います。これについて、適正判断についての意見書は出ていますが、これは修正した後に適正かどうかを判断している内容であって、修正そのものが適正かどうかという判断をやっぱり客観的に見る必要があるかと。そうしないと、これが 350%にほど遠いので問題ないように見えますが、もし 350%前後のときに、都合が悪いからこれを入れます、これを抜きますとかになってしまっていて、3 年経った後に数字が違っていましたとなると、議会ではどうしようもありませんので、そういったところも含めて慎重にお願いしたいと思います。まず、それが 1 点。

第 2 点として、最近、実質収支が結構増えてきています。これは、別冊 14 の監査の報告

にもありますが、6 ページには監査の報告として 3%から 5%が望ましいとありますが、実質収支が 13%になっております。この 13%というのは大体 13 億円ということですが、13 億円は7 ページになると自主財源が 57 億円ある中の 13 億円が繰越金ということになります。だから、実質的に自主財源はもうちょっと少ないです。10 億円ぐらい少ないと考えないといけません。そういった支障とかが出てきますので、実質収支はいきなり 3%から 5%は難しいと思いますけれど、今みたいに去年が 11%、今年は 13%とだんだん上がっていますので、そこは注意していただきたいと、監査からも指導いただきたいと、そのように思います。

何でお金がそれだけ余るといけないかというと、財源というのは税金であります。税金というのは私たちが期限を切られてきちんと納めないといけないものでありますので、その税金というものは有効に使われたいといけません。10 億円を残していたら、金利が 1%だったら 1,000 万円、1 年間で損することになりますし、コロナでこういう大変なときは、逆に財政投融资ではないですけど、財政を使うことでもって景気を浮上させるという意味もあります。10 億円を使って、経済効果が半分の 5 億円だとしても、阿蘇市が多分総生産が 500 億円ぐらいだと思いますので、1%を押し上げるだけの力がありますので、そういったものを含めて、実質収支はもともと 3%から 5%、ここでいうなら 3 億円から 5 億円と書いてありますので、それを目指してやっていただきたいと思います。その 2 点、お尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） 最初の健全化の判断のことですけれども、これは、いわゆる合併に伴って地域振興基金というのができていると思いますが、私個人から言うならば、合併があつて、それから例えばどういう資金が必要だというときには、やっぱりおっしゃったように、県あるいは国から通達文書を各自治体に流しておけば、今回の問題は発生しなかったのではないかと思います。合併してからですから、随分時間が経って、今頃になってという話になるかもしれませんが、今回は、要するに県と協議した結果、判明したということで、全国レベルに合わせるということでこういう結果になっております。

それから、実質収支について、標準財政規模が 102 億円です。それから、今、実質収支はプラス 13 億円です。ここら辺をどう見るかということで、標準値としては 3%ないし 5%が望ましいということで、本来、企業であれば、これだけプラスがあつた分は投資にもっていくというのもあると思うんですが、ただ、地方自治体においてこれをどのように解釈するかというのはなかなか難しいところはあると思います。この 13 億円は当然ながら次期の繰越金に入りますから、その部分は歳入面ではプラスになりますので、税金をすぐに下げるとかにはならないと思いますが、歳入面ではプラスになっておりますので、その辺は私としては早計に何とも言えません。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） やるべき事業をコロナの影響でできなかったとか、土木も一番マイナスが大きいんですけど、そういった理由があつて、実質収支が多分増えているんだろう

とは思いますが。ただ、実質収支自体がどんどんどんどん積み上がっていくと、あまりよいことではないと思いますので、その辺は注意していただいて、今回基金に2億円を回しているみたいですが、まだ基金は足りないと思いますので、財政調整基金にもうちょっと回しながら、そのあたりの調整をしていかれたらどうかと。いつも年度初めの予算を組むときに、現金が足りなくて、基金を取り崩しながらやっていますので、基金はもうちょっと積み上げたほうがいいのかと、そのように思います。何か所見があればお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 昨年度の実質収支につきましては13億円ということで、令和2年度よりも2.4億円ほど増えております。その背景にあるものとしては、やはりコロナの影響が大きかったと。事業量がかなり縮小、自粛、活動の停滞あたりもありまして、13億円が結果的に余ったような形になっておりますし、特に財政上は市債の借入れあたりを抑制しております。そういった影響も踏まえて、13億円という形になったと思います。また、昨年度は、財政調整基金を2億円積み立てておりますし、地域情報化基盤整備基金、こちらでも2.5億円ほど積み立てを行っております。議員が言われるように、年度末の財政状況を見ながら、基金の積み立てあたりは今後検討していきたいと考えておりますし、必要なときに必要な投資ができるように準備をしていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第14 報告第13号 令和3年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第14、報告第13号「令和3年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） それでは、議案書の17ページをお願いします。ただ今議題としていただきました報告第13号、令和3年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

初めに、提案理由ですが、本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

詳細につきましては、まず上のほうの表、健全化判断比率の4指標を見ていただきたいと思います。

最初に、表の1行目、実質赤字比率になります。最も主要な会計であります一般会計等に生じている赤字の大きさを地方公共団体の財政規模に対する割合で表すものでございまして、阿蘇市の場合、赤字は出ておりませんので、こちらの比率については該当ございません。

次に、2 行目の連結実質赤字比率につきましては、一般会計のほか、病院、水道など公営企業会計を含め、地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表すものでございまして、こちらも同様に阿蘇市では連結後も黒字ですので、該当はございません。

次に、3 行目の実質公債費比率でございます。この比率は、借入金の返済額、いわゆる公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で示したものになります。令和 3 年度決算では 8.1%でありまして、前年度よりも 0.3%の微増となっております。増加の要因としましては、平成 28 年熊本地震による災害廃棄物処理事業等に係る借入金の元金償還が始まったことなどが挙げられます。

次に、その下の 4 行目、将来負担比率になりますが、令和 3 年度決算では過去最低水準の 47.4%でありまして、将来負担比率が改善しております。要因としましては、地方債現在高が約 8 億円減少したことなどに伴い、将来負担比率が減少したものであります。

続きまして、下の表、資金不足比率につきましては、水道事業会計、それから病院事業会計につきましては資金不足が出ておりませんので、該当はございませんが、下水道事業特別会計につきましては、コロナの影響等による下水道使用料の減収等に伴い約 700 万円の赤字決算となりましたので、事業規模の割合で得られる資金不足比率が 6.9%となっております。

報告は以上になります。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、代表監査委員より審査意見の説明を求めます。

小野正敏代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） それでは、令和 3 年度普通会計財政健全化審査意見書を報告いたします。

健全化判断比率、1 実質赤字比率、2 連結実質赤字比率、3 実質公債費比率、4 将来負担比率。まず、1 番目が実質赤字比率ですが、先ほどからありましたように、実質収支は 13 億円の黒字ですので、本件には該当しません。それから、2 番目の連結実質赤字比率は、2 ページにありますけれども、連結の収支で 33 億円プラスになっておりますので、本件にも該当しません。それから、実質公債費比率は、3 か年平均が 8.1%、早期健全化の基準が 25%で、いずれも範囲内に収まっております。それから、将来負担比率、これは先ほどありましたように、本年度は 47.4%、財政健全化基準が 350%、いずれも適正に処理されているということで報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

以上で、議案等の質疑は終わりました。各常任委員会付託につきましては、議案第 49 号から議案第 58 号及び議案第 61 号まで、また認定第 1 号から認定第 12 号までを配付しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

17 番議員、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 1件、いいですか。議会運営委員会で陳情書が2件上がっていましたよね。1件は配付ということで、1件は委員会付託ということになっていたと思いますが、この件は本会議で諮らなくていいですか。そのまま委員会で質疑できますか。

○議長（湯浅正司君） 議会事務局長から説明いたします。

○議会事務局長（山本繁樹君） 議会事務局からです。

陳情の2つ目のシルバー人材センターの陳情につきましては、議会運営委員会で文教厚生常任委員会に付託ということになっております。今現在、陳情という項目でございまして、議案という形になっておりません。今回、文教厚生常任委員会に付託いたしまして、審査の後、文教厚生常任委員会が議案として取り扱うとなった時点で委員会提出の議案となりますので、その段階で追加して審議ということになります。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 今意見が出ましたのであれですけど、大体は請願も陳情も全体の本会議で審議して、そして委員会に付託して、発委何号とかいいですけど、委員会で意見書なりを出すときに追加議案で出して、そしてまたそれを審議するというのが筋だと思うんですけど、本会議でやったほうがいいと思います。

○議長（湯浅正司君） 議会事務局長。

○議会事務局長（山本繁樹君） すみません、今回についてはこのような取扱いでやらせていただきます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 大体筋としては本会議に諮ってから委員会と思いますが、それで後で問題が起こらなければいいです。

○議長（湯浅正司君） 議会事務局長。

○議会事務局長（山本繁樹君） しっかりと委員会で審査を行った後、議題となった後は当然朗読から提案理由の説明、質疑、討論、採決まで行いますので、別段問題が起こることはございません。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 1つのやり方を決めると、それが前例になって、そのままになってしまうので、今回は直接委員会付託ということで承諾しますが、今後は、請願、陳情が出たときは本会議で一回質疑応答して、そして委員会に付託するということを検討していただきたいと思います。これを前例にされると、私たち所管委員でない者は何も質問ができない状況になりますので、検討をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） ただ今の件に関しましては、議会運営委員会でまた審議ということでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 議会運営委員会で今度決めたいと思います。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前 11 時 57 分 散会